

令和2年度東日本大震災復興支援事業に係る使途指定寄付金を活用した
青少年赤十字活動補助要綱

1 目的

本要綱に定める青少年赤十字活動補助金は、青少年赤十字加盟校（高等学校）が主体的に実施する東日本大震災被災者への支援事業に対して、その活動に要する経費の一部を補助することにより、支援事業の内容の充実と青少年赤十字活動の活性化を図ることを目的とする。

2 対象

東日本大震災復興支援事業を主催する青少年赤十字加盟校（高等学校）

3 支援事業の対象

- (1) 岩手県、宮城県、福島県に居住する被災者
- (2) (1)の三県からの被災者受け入れを行った都道府県に居住する被災者

4 支援事業の内容

青少年赤十字メンバーによる、住民交流会等の実施や被災者支援イベントの開催等

5 支援事業実施期間

令和3年3月31日（水）まで

6 補助の内容

- (1) 補助金は、1校につき概ね500,000円を上限とし、千円未満は切捨てとする。
- (2) 精算後、余剰金が生じた場合は返金すること。

7 申請手続き

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、「令和2年度東日本大震災復興支援業計画書（様式1-①）」及び「作業スケジュール管理シート（様式1-②）」を令和2年8月14日（金）まで支部奉仕課へ提出すること。
- (2) 事前協議承認後、支部から補助金の交付申請通知を行い、通知に基づき申請すること。

8 補助金の交付

交付申請後、日本赤十字本社より補助金の額が確定したのちに支部から交付する。

9 活動報告

補助の決定を受けた者は活動終了後、速やかに支部長あてに当該活動の実施結果を報告しなければならない。

10 その他留意事項

- (1) 本件は、東日本大震災復興支援事業への使途指定寄付金を財源とすることから、
本社による承認が必要であることから、承認が下りなかった場合は交付しない。
- (2) 補助金の額は予算の範囲内とし、申請額の全額を補助できない場合があること。
- (3) 上記3に定める支援活動に要した経費以外の経費は、補助の対象とはしない。

附則 本要綱は、令和2年8月3日から施行する。